

ストーバス学説における 財産計算, 損益計算, 資金計算

佐 藤 倫 正

1. 序

貸借対照表に関する財産状態表観とは貸借対照表を財産状態を示す計算書とみなす理解の仕方である。ここに言う財産状態とは、経済的資源としての資産、その資産および用役の引渡義務としての負債、両者の差額としての資本の各金額とそれらの相互関係としてとらえられる。貸借対照表に関するこの観方は貸借対照表を一定時点における資金の運用状況とその源泉を示す表とみる資金的貸借対照表観、あるいは、貸借対照表を勘定残高の対照表とみる残高表観に対立するものである。⁽¹⁾

財産状態表観に立って会計理論を展開しようとする場合、諸概念の中軸に資産と負債が据えられる。このことから、このような理論構築の仕方が資産負債観 (Asset and Liability View) と呼ばれることもある。⁽²⁾ 財産状態表観あるいは資産負債観のもとでは、貸借対照表は、財産状態という重要な情報を載せた計算書としてそれ自体意義があり、かつ、資産・負債という中心的概念が収容せられている計算書として文句なしの重要性を帯びているので

(1) 拙稿「資金計算書と利益計算」, 『一橋論叢』第83巻第1号。

(2) FASB, Discussion Memorandum - An Analysis of Issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting ; Elements of Financial Statements and Their Measurement, 1976 .

ある。それでは、このような会計観のもとで、損益計算および資金計算はいったいどのように取扱われるのか。この点を探るのがこの小論の課題である。

そこで、本稿では、G. J. ストーバス著『投資家のための会計の理論 (A Theory of Accounting to Investors)⁽³⁾』を取り上げて、その主張が貸借対照表の財産状態表示機能を重視すること、および、中心概念として資産・負債を据えていることを明らかにし、ついで彼の財務諸表の体系と計算構造を検討することにする。この検討を通して次のマトリクスの空欄が埋められるであろう。

財務諸表 貸借対照表観	貸借対照表； その性格	損益計算書； 利益計算の方式	資金計算書； その性格
残高表観 (現行会計)	残高表	損益法	残高表(財政状態)の変動表 会計上の利益と資金的利益の調整 資金法の存在を見る
財産状態表観 (ストーバスの場合)	(1)	(2)	(3)
資金表観	資金的貸借対照表 その本質は分割貸借対照表	資金法	収支計算書 資金の源泉と運用の表

2. ストーバス理論の位置づけ

(1) 利用者指向アプローチ

1961年に出版されたこの書物は、当時、ひとつの革新的内容を含んでいた。このことは1970年に同書が会計学の古典のひとつとして復刻された時の編者である Robert R. Sterling が記した次の前書きからおおよそ明らかとなろう。

「10年前に著わされたのだが、ストーバスは、まず投資家の意思決定の性格の吟味から出発し、ついでその吟味の成果を彼の勧告の基礎として用

(3) George J. Staubus, A Theory of Accounting to Investors, Berkeley, 1961.

いている。最近の著者達はこの接近法を再発見し，これを『利用者指向 (user orientation) アプローチ』あるいは『意思決定指向 (decision orientation) アプローチ』あるいは単に『有用性 (relevance) アプローチ』⁽⁴⁾と呼ぶのである。」

利用者指向アプローチの特徴は，これまで会計の論理的フレームワークの外にあった利用者の情報要求に関する仮定がフレームワークの中に持ち込まれて，会計的諸概念および諸手続と見合わされるところにある。このプロセスを掻い摘んで説明すれば次のようになる。

彼は，まず投資意思決定の性格の一般化をおこなう。⁽⁵⁾その上で，投資家の最大の関心は，投資することによりもたらされる将来現金受領額にあると論を進める。ところが会計が提供しうる情報でこの要求に答えるものは自ら限られている。そこで彼は処分可能な現金残高が将来どうなりそうかという中間ゴールを立てるのである。そしてこのゴールに達するために，資産を，それを保有したことから生ずる将来現金流入で測定し，負債を，それを負ったことから生ずる将来現金支出で測定し，両者の差額として，将来処分可能

(4) "Editor's Forward" in A Theory of Accounting to Investors, by George J. Staibus, Reprinted in 1971.

(5) 投資家がとりうる行動の有利な点と不利な点は次のように要約される。Staibus, Ibid, P. 14.

可能な活動のコース	有 利	不 利
投資家たらんとする人にとって		
投 資 す る	その投資により将来現金を受けとる。 ※	現金を支出する (別の利用からの利益を受取り得ない)
投 資 し な い	現金の支出がない (貨幣を別方面に運用することから利益を得る)	その投資からの将来の現金の受領はない。 ※※
現在の投資家にとって		
投資を継続する	※ と 同 じ	現在の請求権をあげわたすことにより生ずる現金の受領はない。(別の利用からの利益を受取り得ない)
投資関係を絶つ	現在の請求権をあげわたすことにより現金を受取る。(別の利用により利益を得る)	※ ※ と 同 じ

な現金残高を見出そうとするのである。この差額こそストーバス学説の表看板である残余持分概念なのである。

ストーバスは残余持分を次のように表現する。⁽⁶⁾

$$B + R_c + R_s - D_{ac} - D_{as} = D_i$$

ただし、 B = 現在現金残高

R_c = 将来の現金の流入

R_s = 将来の非現金サービスの流入

D_{ac} = 将来の現金の流出

D_{as} = 将来の非現金サービスの流出

D_i = 現金持分 (i は indefinite の略、いつ支払われるかは分らないがいつかは支払れる残高という意味)

上式を、資産－負債＝残余持分、としても形式的には同じことなのである。彼があえてそうしないのは、 R_c 、 R_s 、 D_{ac} 、 D_{as} にいかなる項目を含めるか、および、それらをいかに測定するかによって、資産および負債という用語の意味するところが異なったものになり、結果として残余持分の実資的意義も異なってくるからであると考えられる。また、このことを裏返して考えれば、残余持分をこのような一般的形式で表わしているのは、資産、負債を従来の会計的定義とは異なる方法で定義した方が望ましいとの彼の意図が潜んでいると考えられるのである。

残余持分が投資家全体、すなわち、普通株に対する投資家と債権への投資家の双方にとって重要となる理由は次のように説明される。残余持分の所有者としての投資家が残余持分額に関心を持つのは当然であり説明不要である。債権の所有者としての投資家にとっては、残余持分は彼等の持分を保護する緩衝器としての機能を果す持分 (buffer equity) たる点で重要である。⁽⁷⁾

(6) Ibid., p. 19.

(7) Ibid., p. 20.

ところで、この残余持分の測定を直接的におこなうことは不可能であるから結局はその構成要素である資本と負債をまず確定せざるを得ない。このような筋道で、ストーバスは資産と負債の説明に入ってゆくのである。

(2) 資産負債観

ストーバスは資産を次の三つの観点から定義する。資産は効用の貯蔵庫であり、特定の経済単位に帰属するものであり、かつ貨幣的に測定できるものである。⁽⁸⁾これに対し、負債は資産の第一の特性を逆にしたものである。⁽⁹⁾すなわち負債は、貨幣的に測定できて、特定の経済単位に帰属する、効用を引渡す義務を意味する。

資産および負債をこのように定義したあと、ストーバスは、資産と負債の変化としての経済事象 (economic events) を18のカテゴリーに分類し、⁽¹⁰⁾これにもとづいて収益・費用・利得・損失を定義しようと試みるのである。ストーバスがおこなった経済事象の分類を示すと次表のようになる。

この18種の経済事象の中の、(4)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)(14)のうちの受領が収益でありコストが費用である。(17)(18)は損失であり(15)(16)は利得である。(6)(11)(18)は、差額がある場合、受領がコストを上まわれれば利得、その逆ならば損失である。

受領というのは貨幣項目あるいは実物項目の実質的な（負債の減少も含むという意味で）増加であり、コストというのはそれらの減少である。二方向とは、受領とコストが同時に起ることであり、一方向とはそれらが同時に起らないことを意味している。このように資産・負債概念を用いての収益・費用の定義は、かえって意味内容が不明確となることが知られる。この定義を既存の会計用語に翻訳するために更に別の用語を定義する必要が生じている

(8) Ibid., p. 30.

(9) Ibid., p. 30.

(10) Ibid., pp. 61-63.

表一 1 経済事象の分類

I 残余持分所有者との取引

(取引例)

A. 残余持分の増加

(1) 所有主による拠出

B. 〃 減少

(2) 〃 への払戻し

II 残余持分所有者との取引以外の事象

A. 取 引

A	二方向	{	貨幣受領	{	貨幣コスト	(3) 受取手形の回収
			リアル受領	{	リアルコスト	(4) 商品の販売
	一方向	{	受 領	{	貨幣受領	(5) 設備購入
			コ ス ト	{	リアル受領	(6) 商品と設備の交換
					貨幣コスト	(7) 貨幣による贈与
					リアルコスト	(8) 実物の贈与
						(9) 寄付
						(10) 〃

B. 内部活動 (環境の変化を含む)

B	二方向	{	貨幣受領	{	貨幣コスト	(11) 貨幣価値変動
			リアル受領	{	リアルコスト	(12) 金の生産
	一方向	{	受 領	{	貨幣コスト	(13) 工業での金の消費
			コ ス ト	{	リアルコスト	(14) 製造過程への材料の投入
					貨幣受領	(15) 貨幣の拾得
					リアル受領	(16) 偶然による油田の発見
					貨幣コスト	(17) 貨幣の盗難
					リアルコスト	(18) 火災による建物の損傷

からである。この点がこの種の方法に内在するひとつの欠陥であると考えられるのである。

このように、資産・負債から説き起して収益・費用・利得・損失へと論を進めてゆく展開方法こそ資産負債観に他ならない。資金フローを重視する態度、あるいは、資産・負債の定義を収益・費用に従属させようとする態度は、ここでは微塵も見受られないのである。

3. 計算構造

ストーバスが採用した財務諸表の体系は次のようなものである。

- (1) 資産持分計算書 (Statement of Assets and Equities)
- (2) 損益計算書 (Revenue and Expense Statement)
- (3) 資金計算書 (Funds Statement)
- (4) 残余持分計算書 (Residual Equity Statement)
- (5) 購入計算書 (Purchase Statement)

以下では(5)を除いた主要財務諸表を検討することによってストーバス理論における計算構造を明らかにしたい。

(1) 資産持分計算書

(i) 項目分類

企業の一定時点における資産と負債とそれらの差額としての残余持分を示す計算書をストーバスは資産持分計算書 (Statement of Assets and Equities) と名付けている。貸借対照表に相当する計算書であるが、その様式は単純な対照式ではなく、項目分類および配列にはいくつかの工夫がほどこされている。

この計算書は第一群に短期貨幣資産を配し、第二群に短期貨幣負債を配し、両者の差額として正味短期貨幣資産（あるいは負債）を示す。正味短期貨幣

表一 2 Hypothetical Company 資産持分計算書

(1960, 1959年12月31日)

資 産 と 持 分	1960	1959
短期貨幣資産		
貨幣	\$ 230	\$ 180
合衆国政府債; 正味実現可能価値で	210	160
受取手形; \$45.30 40日以内で回収予定	45	
売掛金; \$257が60日で満期, 起りうる回収不能額 \$ 5 \$ 2 ドルの割引を控除	250	220
仕入先からの受取手形; 1961年 6 月15日満期118 ドル	115	
種々の短期貨幣資産	30	140
短期貨幣資産合計	\$ 880	\$ 700
短期貨幣負債		
未払賃金; 名目額で	\$ 25	\$ 20
買掛金; 主として30日期限, 正味額	110	105
種々の未払費用	40	40
連邦所得税; 1961年 3 月15日と 6 月15日に支払う 5 %で割引き	60	40
手形借入金; 1961年 4 月26日に122 ドル支払う	120	
種々の短期貨幣負債	30	80
短期貨幣負債合計	\$ 385	\$ 285
正味短期貨幣資産	\$ 495	\$ 415
長期貨幣負債		
手形借入金 ; 1961年 4 月26日に \$122支払う		\$ 120
社債 ; \$420が1975年 7 月 1 日に満期となり 2 %の利息クーポンが1月1日と7月1日に満期となる。これ を5 %で割引く。短期項目に含められた1961年に満期になるク ーポンを控除 (市価 \$345)	\$ 369	\$ 386
5 %の累積的優先株 ; 発行価額から短期負債に含められた1961年 の配当額を割引いて控除した額。 市価 \$540, 清算優先, \$630	601	632
長期貨幣負債合計	\$ 970	\$ 1,138
正味貨幣負債	\$ 475	\$ 723

実物資産		
棚卸資産		
完成品；正味実現可能価額で	\$ 220	\$ 200
完成品；取替原価で	360	375
半製品；取替原価で	30	25
原材料；取替原価で	80	75
貯蔵品；取得原価で	20	20
前払費用；貨幣支出額で	50	47
機械，備品；大部分は修正原価で		
残りの新規付加品については取替原価で		
合計 \$ 340，差引償却額	250	240
建物；現在取替原価 \$ 420，差引償却額	320	315
土地；修正原価で	70	70
実物資産合計	\$ 1,400	\$ 1,367
実物負債（非貨幣負債）		
製品保証義務の履行に要する見積原価	\$ 40	\$ 40
正味実物資産	\$ 1,360	\$ 1,327
正味資産	\$ 885	\$ 604
普通株主の残余持分		
法定資本	\$ 700	\$ 480
剰余金	185	124
合 計	\$ 885	\$ 604
発行済株式一株当り \$ 8.85		

* 1959年の数値は1960年12月31日のドルに換算するためにすべて1.051 倍されている。

資産（あるいは負債）から第三群に配された長期貨幣負債を差引いて正味貨幣負債（あるいは資産）を示す。これに第四群に配された実物資産（real assets）を加え，第五群に配された実物負債（real specific equities）を差引いて最終残高として正味資産（net assets）の金額を算出する。そしてこの金額に見合うものとして第六群に残余持分が配されているのである。

このことからこの計算書形式では残余持分の算定と表示に主眼が向けられていることが知られる。この理由は，先にも述べたとうり，まず第一に残余持分の所有者に対して彼等の持分を報告したいためであり，第二に，債権者

に対して彼等の持分の保護をする緩衝器の役割を果たす金額を明示したいためである。残余持分いくつか種類がある場合に種類別金額を示そうとするのは第一の目的から出ている。法定資本とそれ以外の残余持分の区別をすること、拠出資本を減少させる配当が禁止されている州では資本剰余金と利益剰余金の分別表示をすること、および、配当制限に関する協約がある場合にこの金額を明示しようとすることは、残余持分を債権者持分の緩衝器とみる第二の目的から出ているのである。⁽¹¹⁾

残余持分に次いで高いウェイトが置かれているのは、貨幣・非貨幣の区別と、その区別にもとづいた正味短期貨幣資産（負債）の表示である。貨幣項目と非貨幣項目の区別が重視されるのは、ストーバスによれば、測定の信頼性に大きな違いがあるからである。⁽¹²⁾ 棚卸資産の中には短期貨幣資産に準ずるものもある。しかしそれだからといって、すべての棚卸資産を貨幣資産と同じグループに置くことは当を得ないとストーバスは考えている。⁽¹³⁾ この理由は、棚卸資産は貨幣資産ほどには、それからもたらされる現金フローのタイミングと金額の双方を確定することが容易でないからである。⁽¹⁴⁾ 測定の信頼性とはこのような意味に解してよいであろう。

貨幣・非貨幣の区別が流動・固定の区別に優先するため棚卸資産は実物資産の中に含められてしまっている。この結果として流動資産の合計が表示されていない。このため運転資本の額あるいは流動比率を算出したい時には多少不便であるが、その場合、分析家が自ら計算書を再分類して計算すれば足りるとする。⁽¹⁵⁾ もっとも、流動資産合計が表示されない代りに、短期貨幣資産合計（当座資産に相当する）と正味短期貨幣資産額の表示が可能となってい

(11) Ibid., p. 107.

(12) Ibid., p. 106, 111.

(13) Ibid., p. 112.

(14) Ibid., p. 112.

(15) Ibid., p. 112.

る。これは次のような二つの根拠に支えられている。⁽¹⁶⁾

1. 当該金額それ自体が企業の短期支払能力に関心のある分析家にとって重要なデータとなる。
2. 当該金額の変化が別の計算書——資金計算書——で説明されるから、二年間の比較形成で示すことにより、資産持分計算書とその動的計算書 (dynamic statement ——資金計算書のこと) との連携を得る。

ストーバスの資産持分計算書では正味貨幣負債の額も示されている。これは貨幣の購買力損益を予測する上で有用な工夫である。⁽¹⁷⁾

ストーバスの示した資産持分計算書は二年連続の比較形式を採っている。これは、資産あるいは持分の変化の趨勢を知る上で有用だからであり、更に前述のごとく他の動的計算書との連携を図る上で役立つのである。⁽¹⁸⁾

(ii) 評 価

彼の資産評価方法は一元的な評価基準に拠らない点で特色を有している。たとえば、彼の示した計算書の付記事項から知られるごとく、券面額、割引現在価値、正味実現可能価値、取替原価、修正原価、取得原価といった様々な評価基準が用いられている。彼はこのような評価方法を case-by-case basis と名付けている。⁽¹⁹⁾

この case-by-case basis はストーバスが理想とする評価方法の次善として採用されている。彼が理想とする評価方法は資産および負債の評価をそれらから生ずる将来現金フローでおこなうことである。すなわち個々の資産はそれを取得したことから生ずる将来現金フローで評価し、個々の負債はそれを負ったことから生ずる将来現金フローで評価することを理想とするのであ

(16) Ibid., pp. 109—110.

(17) Ibid., p. 111.

(18) Ibid., p. 109.

(19) Ibid., p. 50.

る。このような資産および負債の評価方法をストーバスは合算アプローチ (summation approach) と呼んでいる⁽²⁰⁾。そして、このアプローチで算定された残余持分の額のことを彼は残余持分の真正価値 (intrinsic value)⁽²¹⁾ と呼んでいる。ところが、このような評価方法は資産および負債のすべての項目に適用できるわけではない。そこで残余持分の真正価値の測定に最もよく貢献するような評価基準を、個々の資産あるいは負債の性質に応じて適宜に選択するという次善を選ぶのである。これがストーバス学説における評価基準の第一の特徴である。

更に、ストーバスが債権者の立場に立った評価方法に言及していることは注意を要するであろう。残余持分の所有者としての投資家にとって残余持分の真正価値データが有用であるのは当然としても、固定的収入を望む投資家は万一の時に残余持分に彼等の投資を保護するクッションとしての役割を期待するのであるから、残余持分の測定は望ましからざる営業状態におちいった時を前提にしてなされるべきであるという主張がある⁽²²⁾。これに対しストーバスは、その種の情報は財務表の本体ではなく、記述的に挿入された注記事項として表示するという解決策を示している。こういった場合の記述は、ことの真実性を歪めないかぎりにおいて悲観的にウエイトづけされても良しとするのである⁽²³⁾。

ストーバスの資産持分計算書の前年度の各数値は当期末の貨幣単位に換算修正されている。この修正がなされるのは次の三つの仮定を前提としてのことである⁽²⁴⁾。資本維持の観点はこちらでは採られていない。

1. 貨幣の購買力単位の変化はオリジナルデータの比較を誤らせるほど大

(20) Ibid., p. 30.

(21) Ibid., p. 113.

(22) Benjamin Graham and David L. Dodd, *Security Analysis*, 3rd. ed., 1951, p. 284

(23) Staubus, Ibid., p. 117.

(24) Ibid., p. 109.

きいという仮定

2. 貨幣の購買力単位の変化の測定にとって有用かつ正確な一般物価指数が利用可能であるという仮定
3. 最終決算日時点における貨幣の購買力単位に合わせた会計報告の方がその逆よりも読者にとって分かり易いという仮定

以上，ストーバスの資産持分計算書を項目分類と評価基準に分けて検討した。これから知られることは，ストーバスの資産持分計算書は投資家のための時点的な財産状態の表示を目的としているということである。そこには損益計算の手段としての存在意義は見出せず，また，そこには過去の資金のインフローとアウトフローという意味での資金的解釈が介入する余地は全く存在しないのである。

(2) 損益計算書

残余持分のあらゆる変化に投資家は関心を示す。この変化をもたらす主要な原因は，ほとんどの会計年度において，収益と費用の差額である。この差額は残余持分の将来の変化を予測する際の最善の指標となる。それゆえ投資家にとって収益と費用の差額は重要な関心事となるから，彼等はこれに関する詳細な情報を欲するのである。

このような投資家の情報要求に応ずる損益計算書 (Revenue and Expense Statement) としてストーバスは次のような計算書を掲げている。

この計算書は，1959年と1960年の比較形式で表示されている，更に当該年⁽²⁵⁾度すなわち1960年の収益および費用は製品系列別にグルーピングされている。

(25) このグルーピングは場合によっては外国向け製品と国内向け製品という区別でおこなうことも可能であり，また販売地域別におこなうことも可能である。 Staubus, Ibid., p. 129.

費用を，販売数量に比例するものとそうでないものに分けているが，これは直接原価計算がおこなわれていることを意味しない。ストーバスは資産評価を直接原価でおこなうことを否定する。(Ibid., p. 129, foot note)

表3 Hypothetical Company 損益計算書
(1960, 1959年)

	製品A	製品B	その他の製品	その他	1960年 合計	1959年 合計
収益						
産出物の正味実現可能価額	\$ 400				\$ 400	
製品の売上		\$ 300	\$ 100		\$ 400	\$ 690
その他収益				\$ 20	20	15
収益合計	\$ 400	\$ 300	\$ 100	\$ 20	\$ 820	\$ 705
費用, 法人税および支払利息を含む						
生産物あるいは販売にほぼ比例して 変化する費用	\$ 200	\$ 100	\$ 19	\$ 5	\$ 324	\$ 278
部分的あるいは不均衡に比例して変 化する費用	90	80	50	20	240	220
現在設備のもとでの生産範囲で実質 的に固定した費用	50	20	20	30	120	115
営業費合計	\$ 340	\$ 200	\$ 89	\$ 55	\$ 684	\$ 613
法人税および利息控除前利益					\$ 136	\$ 92
未配分費用および残余持分への貢献	\$ 60	\$ 100	\$ 11			
所得税						
連邦所得税				\$ 60		\$ 40
国内 〃				1		1
海外 〃				2		2
所得税合計				\$ 63		\$ 43
使用資本のコスト						
種々の支払利息				\$ 9		\$ 10
社債利息				19		10
優先株配当				30		32
資本コスト合計				\$ 58		\$ 52
差引, 特定部門への部分的割当て				45		43
支払利息				\$ 13		\$ 9
所得税支払利息合計					\$ 76	\$ 52
未配分費用 (営業, 税, 利息) 合計				\$ 131		
経常利益					\$ 60	\$ 40

これは将来利益に関する予測可能性を高めるひとつの工夫である。このため損益計算書に複雑な内容が盛られることになる。しかし 専門的な分析家にとってはその方がその逆の場合よりもむしろ好ましいのである。専門的分析家の利用を予定したこの工夫をはずしてこの計算書の基本的骨格を抜き出せば、収益が\$820、営業費用が\$684、営業外費用が\$76であるということ、結果として経常利益 (recurring income) が\$60ということである。つまりこの損益計算書では当期業績主義的な考え方が採られていて非経常項目たる利得および損失は損益計算からはずされているのである。

ところでストーバス学説が資産負債観に立っていることは既に明らかにしたところであるが、この脈絡の中で損益計算書における損益計算がいかなる考え方に基づいておこなわれているかについてストーバスは真正面からの説明を避けている。従ってこの点に関しては彼の説明の行間から読みとるより他はないのである。

二つの事実がこの疑問点を解く助けとなるであろう。その第一は、ストーバスが彼の結合会計の概要を説明した箇所（残余持分計算書の内容を説明した部分でありこれについては後述する）で、費用をカレントコストで計上することによって物価変動の影響と営業の成果を混同して計算することを避ける必要性を述べていること。⁽²⁶⁾第二は、製品系列別計算をおこなっていることである。

この二つの考え方は、収益に対して関連費用を割り当てるという考え方を前提にしている。このことから、ストーバスの損益計算の中に費用収益対応の考え方の不存在を主張できなくなる。むしろ、ストーバスは対応思考が前面に表われるのを回避しようとしているが、はからずも上記二個所に顔を出したと見ることができるであろう。費用収益対応の考え方は貸借対照表に関する残高表観を特色づけるものなのであるから、ここに財産状態表観のもとで

(26) Ibid., p. 124.

の損益計算に残高表観が入り込んでいることを認めざるを得ないのである。

(3) 資金計算書

ストーバスが示した資金計算書 (Funds Statement) は次のようなものである。

表一 4 Hypothetical Company 資金計算書
(1960, 1959年)

	1960	1959
経常的事象		
提供した財貨および用役に対する顧客からの受領……………	\$ 815	\$ 700
差引, 材料, 労働用役, および税に対する仕入先, 従業員および政府等への資金の支払い……………	641	595
残余, これは投資家あるいは再投資に振向けられる……………	\$ 174	\$ 105
上位投資家への利息 (\$27) および優先配当 (\$30) に対する支払い……………	57	48
正味経常資金フロー……………	\$ 117	\$ 57
非経常的事象		
設備資産への資金の投下 (\$104) 廃棄設備の受取金 (\$ 9) の差引正味額……………	(95)	(120)
財務活動		
普通株の発行……………	220	
社債の発行……………		386
長期借入金の返済……………	(114)	(240)
貨幣の購買力の下落によって失われた資金……………	(20)	— 0 —
残余……………	\$ 108	\$ 83
普通株配当……………	28	19
留保された資金フロー—正味短期貨幣資産の増加……………	\$ 80	\$ 64

この資金計算書における資金概念は正味短期貨幣資産 (net short term monetary assets) である。彼は正味短期貨幣資産のことを別名 “funds” と

呼んでいる。⁽²⁷⁾

企業の将来の現金残高を予測するという目的に照らせば現金収支計算書の方が有益であるが、ストーバースは敢えて現金収支計算書を選好しない。その第一の理由は、現金資金では資金概念が狭すぎて、銀行と企業との間の短期資金のやりとりのごときそれ程重要でない項目が計算書に表われてしまうからであり、第二の理由は、“funds”の方が近い将来の現金の出入りを考慮に入れているため、近い将来を取り込んだ分析が可能となるからである。⁽²⁸⁾

資金概念採用のこの理由から判断して、ストーバースは運転資本概念を縮小して“funds”に至ったのではなく現金概念を拡大してそこに至ったことが知られるのである。

この資金計算書は営業活動に関する資金の収支を総額で表示しようとする。利益に非資金修正をほどこすいわゆる加え戻し方式 (add back) を採用しない。利益に非資金修正をほどこす方法は、資金計算書が拡張された現金収支計算書と見るよりは、むしろ二時点の資産持分計算書の期間比較から資金計算書が導かれるという考え——財産状態の変動——により近いと考えられる。この点と資金概念採用の根拠とを考え併せると、ストーバースの資金計算書は、彼の財産状態表観とは全く無関係であり、現金収支計算書のひとつの延長として資金概念を拡大した計算書を、その有用性ゆえに彼の財務諸表の体系に持ち込んだものと解されるのである。

ストーバースの資金計算書では、期首資金残高および期中の資金フロー数値が期末の購買力単位に修正されている。この結果として資金の購買力損失\$20が資金のアウトフローとして示されている。この\$20は、期首の正味短期貨幣資産額\$305を当該期間中に保有し、期中の資金フローは期末に一括して生じたと仮定して、 $\$395 \times (1.051 - 1)$ の計算で求められている。この

(27) Ibid., p. 136.

(28) Ibid., p. 135.

\$20は当期に実現した貨幣の購買力損失を示している。他方、長期貨幣負債\$970を保有することから生ずる未実現購買力利得が\$55あるが、この利得の発生原因を示す計算はこの資金計算書には当然のことながら収容され得ない。資金計算書に示された実現購買力損失\$20と、計算書では示されない未実現購買力利得\$55は合算されてその正味額\$35は、次に述べる残余持分計算書⁽²⁹⁾に示されているのである。

(4) 残余持分計算書の役割

ストーバスは残余持分計算書 (Residual Equity Statement) の意義を投資家に対する有用性の観点から説いている。すなわち残余持分は、残余持分所有者にとっては自己の持分額を示し、残余持分所有者以外の投資家にとっては緩衝器の役目を果す金額であるから、すべての投資家にとって有用であり、その期間変化を示す残余持分計算書も彼等の関心のある金額の変化を示すという意味で有用であると説くのである。⁽³⁰⁾

しかしながらストーバスの残余持分計算書は、実は、彼の他の財務諸表との関係で非常に重要な役割を帯びている。以下この点を検討することにしたい。

ストーバスが示した残余持分計算書は次表のごときである。

この計算書には次の四つの主要項目が記載されている。

- (1) 過年度損益修正および期首残高を期末時点の購買力単位に合わせるための修正
- (2) 会社と残余持分所有者との間の取引

(29) ストーバスは資金概念を正味短期貨幣資産にとって貨幣価値変動下の資金計算書を作成している。正味貨幣資産を資金概念にとって貨幣価値変動下での資金計算書を示している者に A. L. Thomas がいる。A. L. Thomas, "Common Dollar Funds Statement." The Accounting Review, January, 1965, pp. 223-230.

(30) Staubus, Ibid., pp. 114-115.

表—5 Hypothetical Company 残余持分計算書 (1960, 1959年)

	1960	1959
残余持分，1月1日，帳簿額.....	\$ 573	
訂正，有利修正と（不利修正）		
1957年の追徴連邦所得税.....	(3)	
その他の訂正額（正味）.....	5	
1月1日時点の1ドル価値による訂正残高.....	\$ 575	
1960年12月31日のドル価値（修正率1.051）に修正された1月1日の残高.....	\$ 604	\$ 582
当期増加		
収益が費用を超える額.....	\$ 60	\$ 40
正味貨幣負債からの価格変動利得.....	35	—0—
その他の利得.....	8	3
増加合計.....	\$ 103	\$ 43
当期減少		
実物正味資産の実質価値の減少から生ずる損失.....	4	(2)
遊休設備の維持から生ずる損失.....	3	—0—
その他の損失.....	7	4
減少合計.....	\$ 14	\$ 2
当期純増加.....	\$ 89	\$ 41
当期振替額		
配当として普通株主へ.....	\$ (28)	\$ (19)
株式発行により普通株主より.....	220	—0—
正味振替額.....	\$ 192	\$ (19)
12月31日残余持分.....	\$ 885	\$ 604

(3) 収益と費用の差額

(4) 利得と損失

損益計算書が経常的項目だけを収容しているいわば当期業績主義の立場をとっているため，残余持分計算書に種々の項目が送り込まれていることは容易に推察されるところである。しかし，この計算書をより複雑な内容にして

いるのは、ストーバスが価格および価格水準の変動を経済事象とみなし、⁽³¹⁾これを財務諸表に反映させようと試みているからに他ならない。

そこで次にストーバスが価格および価格水準の変動をどのように取扱っているかを明らかにしたい。

M社の期首貸借対照表が次のようであったと仮定する。

	期 首	B/s		
貨 幣 資 産	100,000	貨 幣 負 債	150,000	
実 物 資 産	<u>200,000</u>	残 余 持 分	<u>150,000</u>	
	<u>300,000</u>		<u>300,000</u>	

この一年間であらゆる物価が一律に10%上昇したとし、この四つのカテゴリーの合計に変化がなかったとすれば、新しい貨幣の購買力単位による期末貸借対照表は次のようになるであろう。

	期 末	B/s		
貨 幣 資 産	100,000	貨 幣 負 債	150,000	
実 物 資 産	<u>220,000</u>	残 余 持 分	<u>170,000</u>	
	<u>320,000</u>		<u>320,000</u>	

残余持分の増加20,000 (170,000-150,000) はあたかも実物資産の増加20,000 (220,000-200,000) によってもたらされたごときであるが、実はそうではない。この残余持分の増加20,000は、期首残余持分を期末購買力単位に修正するた

(31) Ibid., p. 117.

めの15,000 ($150,000 \times \frac{110-100}{100}$) と正味貨幣負債50,000から生じた貨幣の購買力利得5,000 ($50,000 \times \frac{110-100}{100}$) の二つの金額の合計からなっているのである。⁽³²⁾
この関係を残余持分計算書で示すとすれば次表のようになる。

M社残余持分計算書 (1)

期首残余持分	<u>150,000</u>
期末購買力単位への修正額	<u>165,000</u>
残余持分の増加	
・ 購買力利得	5,000
残余持分の減少	<u>- 0 -</u>
期末残余持分	<u>170,000</u>

仮に、物価水準は10%の上昇にとどまったが実物資産の価格が20%増加した場合、実物資産の真の価格増加20,000 ($200,000 \times 1.2 - 200,000 \times 1.1$) を利得として認識する。この場合の残余持分計算書は次のようになろう。

(32) この取引の勘定記入面を示せば次のとおりである。 Staubus, Ibid., p. 121.

①実物資産の修正

(借方) 実物資産 20,000 / (貸方) 仮勘定 20,000

②残余持分の修正

(借方) 仮勘定 15,000 / (貸方) 残余持分 15,000

③購買力損益の記入

(借方) 仮勘定 5,000 (貸方) 購買力利得 5,000

④損益振替

(借方) 購買力利得5,000 (貸方) 残余持分5,000

この結果、仮勘定の残高はゼロになる。

仮 ^a /c	
② 15,000	① 20,000
③ 5,000	

M社残余持分計算書 (2)

期首残余持分	150,000
期末購買力単位への修正額	165,000
残余持分の増加	
購買力利得	5,000
実物資産の実質価値増加	20,000
残余持分の減少	— 0 —
期末残余持分	190,000

ストーバスの示した残余持分計算書（前掲表－５）には、このような残余持分の修正、購買力利得、および、実物資産の実質価値の変動から生ずる利得あるいは損失が計上されているのである。

ところでストーバスの残余持分計算書（前掲表－５）には、これらとはもう一つ別の価格変動に関連する情報が示されている。それは費用を時価で計上した場合の当該金額と簿価を基礎にした金額との差額の処理である。この差額の性格は、次に示すストーバスの物価水準変動精算勘定（Price Level Changes Clearing Account）の記載内容からおよそ明らかになるう。

表－６ 価格水準変動精算勘定

借	方	貸	方
(1)費用化されて消滅した資産の評価切下げ 0		(2)費用化されて消滅した資産の評価切上げ 0	
(3)期末に存在する実物資産の評価切下げ 0		(4)期末に存在する実物資産の評価切上げ20,000	
(5)正味貨幣持分からの利益..... 5,000			
(6)期首残余持分の価格水準修正.....15,000		(7)残高.....残余持分へ振替..... 0	
	<u>20,000</u>		<u>20,000</u>

(1)と(2)が問題の項目である。(3)(4)(5)(6)(7)については先のM社の例と同じ内容であるから説明を略す。(1)(2)についてストーバスは次のように述べている。

「記入(1)および(2)は当該期間中に消滅した資産あるいは資産の一部（償却の場合）に関連している。（この例ではこの消滅はない）。それらは期首における評価額，あるいは，もし当該期間中に取得されたものであればそれらの原価と，それらが消滅した時に貸借対照表が作成されたならばそれらに付されたであろう評価額との差額を記録する。もし資産が費用化された時にこれら貨幣価値の利得と損失が分離されないのであれば，費用として割り振られたその額は当期の稼得された収益に対応しうるカレントな基準にもとづくものではないであろう。時価で費用を計上しないことは，価格変動の影響と営業の成果を混同して反映した収益費用差額をもたらす。……もし，企業が，非常にはば広く変動しているコストおよび相対的に多額なコストについて時価計上をおこなったならば，費用に入り込まざるを得ない価格変動の影響は軽減するであろう。ある代表的な製造あるいは商業会社で，顧客に引渡す商製品の原価計算を取替原価でおこない，かつ，いくつかの主要な設備資産の減価償却を取替原価で計算していることは，⁽³³⁾ 価格変動のほとんどの影響を費用から除去するであろう。」

この記述から，ストーバスにおいては損益計算における費用を時価で計上することが否定されていないことが明らかとなる。ただ，ストーバスは費用を時価で計上する場合の仮設例を示していない。たとえばもし期中に資産の消滅があって，価格水準変動精算%の(1)あるいは(2)に何らかの数値が記入される場合，時価で計上された費用が貨幣の購買力単位で測定した金額と異なるならば，その差額は実質的に実現した保有利得あるいは損失を表わすであろう。ストーバスにあってはそよのうな金額の勘定処理のメカニズムおよび表示のメカニズムが表示されていないうらみがあるのである。

(33) Ibid., p. 124.

以上より次のように要約することができよう。損益計算書では实际的に可能なかぎり費用を時価で計上し価格変動の影響を除いた営業成果を示そうとする。ここでは損益法の計算方式が前提とされている。その成果とその計算から除かれた価格変動の影響額が種々の利得または損失としてかき集められて残余持分計算書に収められる。この残余持分計算書においてストーバスの意味での純資産の比較による損益が示されることになるのである。

4 結び

ストーバスのこの書物における論理展開を特徴づけているのは、第一に、彼が利用者指向アプローチを採用したこと、第二に、利用者の情報要求と残余持分を結びつけ、その構成要素である資産と負債から説き起して諸概念を組み立てていったことである。この第二の特徴を持つ会計観は資産負債観として性格づけられる。この会計観のもとでの貸借対照表は財産状態の表示を主目的としているところから、これを貸借対照表に関する財産状態表観として性格づけることも可能である。この意味でストーバス学説は資産負債観に立っているとも、また、貸借対照表に関する財産状態表観に立っているとも言うことができるのである。

ストーバスが示した資産持分計算書は明らかに財産状態の表示を目的としている。ところが彼の損益計算書では費用収益対応の考え方にもとづく計算がおこなわれている。これは貸借対照表に関する残高表観を特徴づける計算思考である。これとは別に、ストーバスの意味での財産状態を前提にした利益は残余持分計算書で示されている。更に資金計算書は資金収支の総額表示を狙ったもので財産状態の変動の報告を完結しようとする意図はそこに見受けられないのである。

これを要約すると、彼の貸借対照表（資産持分計算書）は財産状態表観によるものであり、損益計算書は残高表観によるものであり、資金計算書は資

金表観によるということである。つまり彼の財務諸系の体系はこの三つの会計観の寄せ集めからなっている。そして残余持分計算書が、この寄せ集めの間隙を埋める調整表として、重要な役割を果しているのである。

以上より序において残されていた空欄を埋めれば次のようになるであろう。

財務諸表 貸借対照表観	貸借対照表； その性格	損益計算書； 利益計算の方式	資金計算書； その性格
残高表観 (現行会計)	残高表	損益法	残高表(財政状態)の変動表 会計上の利益と資金的利益の調整 資金法の存在を見る
財産状態表観 (ストーバスの場合)	(1) 財産状態の表示	(2)損益計算書において損益法の計算 残余持分計算書において財産法の計算	(3) 資金の源泉と運用の表
資金表観	資金的貸借対照表 その本質は分割貸借対照表	資金法	収支計算書 資金の源泉と運用の表